

## 千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

### 1 評価機関

名 称	有限会社第一福祉マネジメント
所 在 地	千葉県松戸市小金原4-29-9
評価実施期間	平成27年8月6日～平成28年3月11日

### 2 受審事業者情報

#### (1) 基本情報

名 称	社会福祉法人芳雄会 みのり保育園		
(フリガナ)	シャカイフクシホウジンホウユウカイ ミノリホイクエン		
所 在 地	〒279-0004 千葉県浦安市猫実2-4-7		
交通手段	東西線浦安駅から徒歩15分 京葉線新浦安駅から徒歩20分		
電 話	047-351-5993	F A X	047-351-5966
ホームページ	hoyuukai.or.jp		
経 営 法 人	社会福祉法人芳雄会 みのり保育園		
開設年月日	昭和46年4月1日		
育休 併設しているサービス			

#### (2) サービス内容

対象地域	浦安市							
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
	8	8	15	32	44	43	150	
敷地面積	2,034.81㎡			保育面積		1,106.2㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育			
健康管理	園医の年2回の内科健診・看護師による一日3回の視診にて園児の健康観察を行っている							
食 事	完全給食							
利用時間	平日7:00～19:00 土曜日7:00～18:00							
休 日	日曜・祝日・年末年始							
地域との交流	年8回の園庭開放 幼稚園・小学校・中学校・高等学校との交流 自治会・老人クラブとの交流 デーサービスへの訪問 郷土資料館のもやいの会との交流 中・高生のボランティアの受け入れ 職員がボランティアとして地域活動に参加							
保護者会活動	園の行事の手伝い。園児の為にイベントの企画・保護者間の親睦を深める為に企画等の活動を行っている							

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		27	16	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	24	1	3	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	0	0	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	浦安市保育幼稚園課	
申請窓口開設時間	浦安市役所の基準	
申請時注意事項		
サービス決定までの時間		
入所相談	浦安市役所の基準	
利用代金	浦安市役所の基準	
食事代金	浦安市役所の基準	
苦情対応	窓口設置	有
	第三者委員の設置	有

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>【社会福祉法人芳雄会保育理念】・心身ともに豊かな子どもの育成を目指す・地域に密着した子育て支援をめざす・子ども、家庭、職員がともに育ち合う保育園を目指す</p> <p>【保育の基本方針】・家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護教育を一体的に行う・家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入園する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う・倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行う</p>
<p>特 徴</p>	<p>保育者である私たち自身が、子どもの豊かな心を育てるための環境であることを心にとめ、語りかけやしぐさ、微笑みに心をこめて、「大切にされていることが感じられる保育」を第一に心がけます。私たちは、乳幼児期の子どもを心豊かに育てるために、「8つのお約束」宣言をします。①保育園が、子どもの「もうひとつのおうち」になるような環境を作ります。②子どもの声に耳を傾け、目を見て話しかけます。③丁寧で肯定的な言葉かけを致します。④誰にでも、声をかけてから手を差し出します。⑤子どものプライバシーを守ります。⑥子どもを遠くから大きな声で呼びついたり致しません。⑦安全で快適な保育空間を提供します。⑧生活のお手本を指し示すとともに、自分でやり遂げようとする姿を見守り、達成できたとき心から誉めます。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>私たちの保育 一人ひとりを大切にする保育 子どもの権利を視点に、「一人ひとりを大切にしたい」「自分は大切にされている」と感じてもらえるような保育をしています。子どもだから解らないだろうではなく、子どもだからこそ、子ども騙しではない、誰に対しても同じ、一人の人として大切に育ててます。</p> <p>丁寧な保育 丁寧に関わることで保育士との愛着関係ができ、子どもの内面を支えることができます。子どものサインをキャッチしどうして欲しいのかが分かり、「あなたならできるよ。私がここで見ているからやっごらん」と言って励ましたり、困った時には助けてと保育士のところに来たり、時には「今日は私にやって欲しいのね」と言ってさっとやってあげることもできます。優しい眼差しに見守られながら、個々の成長発達に合わせて乳幼児期に丁寧なかかわりを持つことにより心が安定します。丁寧に関わった結果、基本的な生活習慣を獲得し、自律できるようになります。</p> <p>環境 園の中にはゆったりと座れるソファがあったり、ごろんとできるマットや布団があったり、観葉植物や季節の花が飾ってあったりと気持ちよく生活できるよう心がけています。子ども自身が自分の家にいるのと同じと感じられるような保育環境を大切にしています。</p> <p>遊び 子ども達が主体的に関わる事が出来る空間を作ります。遊びのコーナーは主に4つに分かれています。お世話の遊び（ままごと）構造の遊び（積み木）想像の遊び（絵本）机上の遊び（手先、ゲーム等）これらの中で自分の好きな遊びを見つけて展開させていきます。遊びを通して、「興味を持つ」「集中する」「持続する」「想像する」ことで集中力、記憶力、想像力、思考力、企画力、組織力、行動力が身に付きます。</p>

## 福祉サービス第三者評価総合コメント

<p>特に力を入れて取り組んでいること</p>
<p>子どもの人権を第一と捉えた保育課程の改訂</p>
<p>「心身ともに豊かな子どもの育成」を法人理念の一つに掲げ、保育課程を基盤とした目的を持った保育が日々行われているが、子どもの人権を第一と捉えていることから新たに人権尊重の項目が加えられ、昨年度は保育課程の改良がなされた。職員へは外部講師を招いた研修や幹部職員による研修等を行い、保育課程の内容について更に理解を深められる様に取り組まれている。保育者が大きな声を出さない・慌ただしさを見せないでゆったりとしたきめ細やかな関わりを持ち、子どもが「大切にされていることが感じられる保育」への実践へと繋がられている。更に担当制保育の導入により、より一人ひとりへ丁寧に関わり愛着関係が築かれる事で、子どもの心の安定が図られている。</p>
<p>園内研修によって子ども達に良い環境を整えている</p>
<p>「子ども達に良い環境を」を提供することを園の使命として、職員に対しては、子どもの発達に応じた援助的な指導をすることを明示している。また、外部講師を招いて「子ども達にとって良い環境について」を学んでおり、子どもを取り巻く全てを環境として捉え、保育室内の整備のみならず、子どもの発達に併せた玩具の選び方・子どもへの関わり方等の知識・技術が向上するように指導を受けて、職員の意欲や自信を育てている。さらに、サービスの内容を向上させるため、自己評価を幹部会で定期的に行って課題を明確にしておき、保護者への支援等に対する改善に向けた取り組みが共有できるように、園内研修を実施している。</p>
<p>マニュアルの改訂と周知</p>
<p>提供する保育について標準的実施方法を定める目的として、各種業務を項目ごとにまとめた詳細なマニュアルを策定している。また、園内研修の成果による環境の変化から、マニュアル検討委員会を中心にマニュアルの見直しが行われ、繰り返し修正や追記を行い年度の初めに新しいマニュアルとなるように作業が進められている。マニュアルの内容を全職員が把握することで業務の標準化が図れると考えているため、全職員に配付しているほか、終礼時に復唱を行うことにより、周知徹底が図られている。管理者は職員から内容の理解等について質問を受けても説明指導ができないことがないよう準備し、終礼時に限らず対応している。</p>
<p>食育の推進に努めている</p>
<p>食育計画を保育の計画の中に取り入れ、栄養士と共通理解のもと、食育が行われている。子どもが自然に触れることが出来るように、園庭に設置されていた大型遊具を撤去しその跡地に畑を作り、野菜を育て、水やり・草取りなどの世話を自然に親しんでいる。また、栽培・収穫では土を耕し、種をまき、水やり、草取り、収穫をしているが、来年の栽培にそなえて種を残して自然のサイクルを学ぶ機会としているほか、食育行事として「焼き芋会」を行い、収穫・芋洗い・芋包み・落ち葉拾い・かまど作り、最後に焼き芋を食するまでの、食に関するすべてを体験できるようにしている。年に9回の行事食では、厨房職員との連携により、旬の食材で季節を感じるような配慮もされていて、食べることの喜びと食べ物への興味・関心を高めている。</p>
<p>子ども達が主体的に関わる事が出来る遊びの空間</p>
<p>子ども達にとって、「遊びは教育」であることから、保育室内に子ども達が主体的に関わる事が出来る空間をつかっており、室内を4つのコーナーに分けて、お世話の遊び(ままごと)構造の遊び(積み木)想像の遊び(絵本)机上の遊び(手先、ゲーム等)を配置して、自分の好きな遊びを見つけて展開させ、遊びを通して「興味を持つ」「集中する」「持続する」「想像する」ことで集中力、記憶力、想像力、思考力、企画力、組織力、行動力が身につくように支援している。また、発達における子どもと「おもちゃ」のかかわり方について、保育士自身が考察していくことが資質の向上になることから園内研修を行って学んでおり、講師による提案や職員間の検討からヒントを得て職員1人ひとりによる工夫が行われている。</p>

さらに取り組みが望まれるところ

園の取り組みへの更なる利用者理解へ向けて

理念・基本方針を基とした日常保育や年間を通して行う様々な行事等については、常に家庭との連携が図れるよう、入園前の見学時や個別面談・行事の際に理解して頂けるよう、時間をかけた丁寧な説明が心掛けられている。また、毎月の「園だより」や「クラスだより」等でも月毎の取り組みを記載し、周知へと努めている。近年における保育課程の改定や担当制の導入・保育環境の整備等の取り組みの変化に対しても様々な利用者理解へ向けた取り組みが行われてはいるものの、更なる周知及び理解浸透が課題の一つともなっている。今後も更なる理解浸透を図り、利用者満足度の向上へも繋げられる事が望まれよう。

地域資源の活用

地域の様々な社会資源との連携を図りながら、子どもが経験・体験する機会を設けるため、高齢者サロンへの園児の参加や近隣の幼稚園との交流・中学生との交流、ボランティア等の受け入れを行っているほか、近隣の図書館や郷土博物館の利用などで地域社会と関わりを持っている。しかし、利用者調査の結果で、外遊びとしての園外活動や地域との関わりを更に持って欲しいとの意見が見られ、課題として捉えている。自然の中で園外活動を行える地域資源の活用を検討されていることから、取り組みが充実することを期待する。

働き易い職場づくり

育休制度を取り入れ職員の子育てを支援しており、職場復帰後、自身の子育て経験を活かして活躍して貰えるように、27年10月から育休期間を三年に延ばしている。また、仕事の絶対量や負荷の公平性を図るため、職員の有給休暇の消化率や時間外勤務申請の状況の把握をしているほか、有給休暇の取得については「休みたいときに休みが取れる」ことを大切にして、職員自身で計画調整するよう指導して、職員一人ひとりが働き易い職場となるように努めている。しかしながら、社会状況の変化に伴い職員の就労や生活に対する状況も変化しており、その変化に対応できる体制づくりを課題としている。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

今後も園の取組みを利用者へ理解しやすい方法で伝えいく努力と、戸外活動の充実を計っていきたいと思います。職員に対しては働きやすい職場になるよう配慮していきたいと思います。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0		
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0		
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0		
		2 計画の策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0		
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0		
		3 管理者の責任とリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0		
		4 人材の確保・養成	7 施設的全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0		
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0	
			9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0		
			10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0		
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設的全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0		
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0		
			13 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0		
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0		
		2 保育の質の確保	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0		
			16 提供する保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0		
		3 保育の開始・継続	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0		
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0		
		4 子どもの発達支援	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0		
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0	
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	4	0	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0	
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0	
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
			子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0	
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0	
		5 安全管理	29 食育の推進に努めている。	5	0		
			30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0		
			31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0		
		6 地域	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0		
			33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
		計				129	0

## 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目  整備や実行が記録等で確認できる。  確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。</li> <li>■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育理念・保育の基本方針・保育目標をホームページ、保育園のしおり、法人の事業計画に明文化している。また、毎月発行している園だよりにも保育理念・保育目標を明記している。保育理念は、平成21年度に職員からの意見も取り入れ、児童福祉法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神も盛り込み、「心身ともに豊かな子どもの育成を目指す」「地域に密着した子育て支援をめざす」「子ども、家庭、職員がともに育ち合う保育園を目指す」とよりわかりやすい表現・内容にしている。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</li> <li>■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</li> <li>■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育理念・保育の基本方針・保育目標は玄関、廊下、トイレ等、園内に掲示し、常に確認できるようにしている。職員には、入職時に内容の説明をおこなっている。また、理念の実現のためには全職員が同一の理解を示し、共通の認識を持つことが必要不可欠と考え、毎日の終礼時に全職員で「マニュアル集」を読み合わせすることで理解を深める取り組みが行われている。さらに、保育理念・基本方針・保育目標を達成するため編成された保育課程が、理解されて指導計画に反映されているか、クラスの年間指導計画で確認を行っている。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。</li> <li>■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</li> <li>■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>育休制度を取り入れ職員の子育てを支援しており、職場復帰後、自身の子育て経験を活かして活躍して貰えるように、27年10月から育休期間を三年に延ばしている。また、仕事の絶対量や負荷の公平性を図るため、職員の有給休暇の消化率や時間外勤務申請の状況の把握をしているほか、有給休暇の取得については「休みたいときに休みが取れる」ことを大切に、職員自身で計画調整するよう指導して、職員一人ひとりが働き易い職場となるように努めている。しかしながら、社会状況の変化に伴い職員の就労や生活に対する状況も変化しており、その変化に対応できる体制づくりを課題としている。</p>		
4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</li> <li>■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 現状の反省から重要課題が明確にされている</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>事業計画の作成にあたっては、理念・基本方針から外れることなく重要課題を達成するための検討が行われている。また、年度の初めに理事長から、職員に向けて事業計画の説明が行われている。「職員の業務意識の徹底とモラルの向上」を主要課題とした取り組みを行って保育の質の向上を目指している。また、今後の園の発展に向けて人材の確保・育成が重要課題と捉え、働きやすい職場づくり・人事制度の整備なども視野に入れた中・長期事業計画の策定を行っている。</p>		
5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。</li> <li>■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</li> <li>■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>年間の事業計画は幹部職員と職員間で合議を踏まえ策定し、理事会での承認を得る仕組みとなっている。また、各計画については、職員会議や各会議で実施状況の振り返りや反省会を行い、見直しへと反映している。毎日行っている終礼の際には、職員の意見の吸い上げや、現場の状況の把握が行われていて、職員からの意見に対して、必要に応じて園の方針等との整合性を話し合うことで職員間の共通理解に繋がるように取り組んでいる。</p>		

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</li> <li>■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。</li> <li>■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</li> <li>■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</li> <li>■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>「子ども達にいい環境を」を提供することを使命として、職員に対しては、子どもの発達に応じた援助的な指導をすることを明示している。「子ども達にとってよい環境について」は外部講師を招いて学んでおり、子どもを取り巻く全てを環境として捉え、保育室内の整備のみならず、子どもの発達に併せた玩具の選び方・子どもへの関わり方等の知識・技術が向上するように指導を受けて、職員の意欲や自信を育てている。また、「安全・安心・きめ細やかな保育」に重点を置き、園の基準を明確にするためマニュアルを整備して、幹部職員が講師となり、園内研修を行っている。保育の質については、園長が定期的・継続的に保育室に出向き、現状を評価・分析して職員の指導を行っている。</p>		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。</li> <li>■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。</li> <li>■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>法人が作成し、職員に配布している「人権マニュアル」「保育者の心得」に全職員が守るべき倫理を明記している。また、社会人としてのマナー、保育士としての心得、規範ある行動など職員が遵守しなければならないことを意識化して定着させるため職員会議などで、幹部職員が「人権マニュアル」「保育者の心得」を用いた説明を行い、周知徹底できるように取り組んでいる。さらに進めて、職員一人ひとりが倫理及び法令遵守に関する意識を高めて、保育士として社会的な責任を果たせるように、外部講師を招いての保育技術も含めた研修を行っている。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人材育成方針が明文化されている。</li> <li>■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。</li> <li>■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</li> <li>■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>「職員の人事考課に関する要領」には、人事方針、昇格などに関する基準を明記している。また、職務分掌を一覧表にして作成し、職員の役割と権限を明確にしている。さらに、人材育成方針を明文化し、「職員に求められる事柄」などについても理解しやすいよう配慮している。職員に対しては、上半期・下半期に個人面談をして客観的な振り返りを行っており評価結果を、人事考課や人材育成に役立てている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている</li> <li>■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</li> <li>■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</li> <li>■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>仕事の絶対量や負荷の公平性を図るため、職員の有給休暇の消化率や時間外勤務申請の状況の把握をしている。有給休暇の取得については「休みたいときに休みが取れる」ことを大切にして、職員自身で計画するよう指導している。人員の体制・配置を整えるためシフトの調整は主任の業務として園長が確認を行い最終決定している。また、職員の健康管理に必要な健康診断については、健診センターへ出向いての受診ではなく、検診車を呼んで園で受診出来るようにして職員の負担を減らすと同時に、保育に支障がないよう配慮している。さらに、資質の高い職員が仕事を継続できるよう、今年度より育児休暇を3年に延長しているほか、産休・育休が取得しやすいような配慮している。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。</li> <li>■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。</li> <li>■ 個別育成計画・目標を明確にしている。</li> <li>■ OJTの仕組みを明確にしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>法人として「事業計画及び中・長期事業計画」の中で、職員に対する研修の重要性とその取り組みの姿勢を明記しており、保育の質の向上のために職員の育成マニュアルに従って人材育成を行っている。園としては法人の方針を踏襲しつつ次世代育成に力を入れていることから、年間研修計画を立て、職員の経験年数や階層に応じた研修に参加できるようにしている。また、マニュアル勉強会・他クラスや他園の見学・法人合同研修会等を定期的に開催して、職員全体の能力向上に取り組んでいる。</p>		

11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。</li> <li>■日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>平成26年度より保育課程を改定し、人権尊重の項目を加え、外部講師による研修、幹部職員による研修を行って今まで以上に人権に配慮した保育を行っている。担当制の保育を取り入れ、子どもと丁寧なかかわりが出来るように配慮しているほか、保育士が、大きな声を出すことや指示をすることを無くし、子どもの欲求を受け止め、優しい眼差しで見守って促す保育を行うことで、最大限に子ども一人ひとりの意思を尊重している。また、虐待を受けていると疑われる子どもを発見した場合、園長が中心となって行政の保育幼稚園課、子ども家庭支援センター、児童相談所とも連携して解決にあたる仕組みが出来ている。育児困難家庭とも丁寧に対話することで改善・解決が図られるように取り組んでいる。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li>■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報保護法に基づいて「個人情報保護規定」および「プライバシーポリシー」が作成されており、個人情報の保護に関する方針を、内定面接時に行われる重要事項説明会で保護者に説明している。また、利用者の個人情報に関する書類は、施錠付き書庫で管理している。個人情報の取り扱いは、保護者から受け取る際も、渡す際も必ず本人を確認して手渡すこととして情報漏えいを防いでいる。職員に対しては、入職時に誓約書を提出させ、園内研修を実施して内容の周知に努め、実習生については、主旨の説明をするともに所属する学校に「誓約書」の提出を依頼している。ボランティアについてはオリエンテーション時に説明し口頭での約束を得ている。</p>		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>利用者満足の向上を図るため、第三者評価利用アンケート、行事後のアンケート等から保護者の意向を把握している。その他に、年1回の懇談会を開催して、利用者の意見を聞く機会が設けられているほか、父母会からの要望なども取りまとめて随時記録している。また、保護者からの意見や要望を忌憚なく引き出すために、園長・担任をはじめとして非常勤職員も、日ごろから保護者と情報交流や意見交換をするように心がけている。利用者からの意向把握の一環として、毎月の誕生会に該当する保護者を招待し、給食の試食を行いながら雑談形式で直接意見の聞き取りを行っている。また、玄関に意見箱を設置して、秘密厳守のうえ意見・要望を投書してもらえるようにしている。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</li> <li>■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</li> <li>■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</li> <li>■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>苦情解決の仕組みについて、入園時に保護者に説明をしているほか、入園のしおりにも記載している。また、玄関の目につきやすい場所に苦情解決対応のポスターを掲示しており、意見箱も設置されている。苦情解決に当たっては、公平な立場から客観的な判断を仰げるように第三者委員を設置して、原則に沿って対応している。その際には、苦情の内容と解決のプロセスを記録するようにしている。利用者への対応には、日常的な対話・コミュニケーションが大切と考え、保護者が相談しやすく意見の言いやすい雰囲気を作るように園長を中心に「聴く」姿勢を心がけている。</p>		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</li> <li>■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</li> <li>■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>サービスの内容や保育の質を向上させる取り組みとして、自己評価を幹部会で定期的に行い、課題を明確にしている。改善策は、管理職会議・職員会議等で検討している。また、保育の質の向上について、PDCAサイクルを繰り返し行うことで、専門性が高まるようにしており、改善に向けた取り組みが共有できるように、園内研修を実施している。さらに、客観的な評価から「気付き」を得るため、定期的に福祉サービス第三者評価を受審しており、その結果をインターネットで公表することで、組織の透明性を高め、保護者や地域に対して情報提供を行っている。</p>		

16	提供する保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■マニュアル見直しを定期的実施している。</li> <li>■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>提供する保育について標準の実施方法を定める目的として、各種業務を項目ごとにまとめた詳細なマニュアルを策定している。マニュアルの内容を全職員が把握することで、業務の標準化が図れるため、職員に配布しているほか、終礼時に読み合わせを行うことにより、周知徹底が図られている。内容の理解について等の質問も出るが、管理者は説明指導ができないことがないよう準備し、終礼時に限らず対応している。また、サービスの充実を目的としてマニュアル検討委員会を設置しており、必要に応じて修正や追記を行い職員の意見が反映されるよう配慮している。</p>		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</li> <li>■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>問合せ・見学は随時受け付けており、対応は園長及び副園長が行っている。入園希望者が見学を訪れた際には、園の考え方を十分に説明し、実際に保育をしている様子を時間をかけて案内している。また、入園希望者から出ている疑問や質問に関して、詳細な説明が行われている。今年度はホームページのリニューアルを行って、保育内容を解りやすく公開しているほか、メールで問い合わせができるようにし利用希望者に応えている。さらに、来園できる機会として園庭開放を年8回行い、園庭開放に関する資料を市役所や子育て支援センター、公民館等の公共機関に置いて情報提供をしている。</p>		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。</li> <li>■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。</li> <li>■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</li> <li>■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>入園内定が決まった保護者には、入園内定説明会を行い、「重要事項説明書」「保育園のしおり」を用いて保育理念・基本方針・保育目標、保育の内容、園のルールを園長・副園長・各専門職が説明をしている。また、説明内容について、保護者の同意を得ている。また、個別の面接時には「面接設問表」を用意し、必要な情報の聞き漏れがないようにしている。食物アレルギーや特別な支援が必要な子供についてはその内容を含めた面接を行っている。また、子ども一人ひとりに対する情報を共有するために『面接設問表』を職員全体が閲覧している。</p>		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</li> <li>■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</li> <li>■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>法人の保育理念・基本方針、保育所保育指針、地域の実態を踏まえ保育課程を作成している。保育課程策定にあたっては、系列2園の園長・副園長を中心に携わり児童福祉系大学の准教授がアドバイザーとして携わった。保育課程では子どもの成長・発達を長期的視野で継続的に捉え、発達過程に応じた保育のねらいや内容、保育の環境を体系的に構成しており、これに基づいて年間指導計画・月案・週案を展開している。また、保育過程は園の方向性を示す重要な指針となるため、研修会を行い全職員が共通理解できるように努めている。</p>		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</li> <li>■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</li> <li>■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</li> <li>■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</li> <li>■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育課程に基づき発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容を盛り込んだ年間指導計画を作成している。年間指導計画は、それぞれの期で振り返りを行い園長・副園長・クラスリーダーと一緒に評価し、今後の課題の確認を行っている。3歳未満児と配慮が必要な子どもについては、担任を中心に副園長が指導助言を行いながら個別計画を作成している。また、月ごとの計画として、年間指導計画に沿って月案が作成されており、前月の気づき、評価をし、翌月の計画に反映している。保育の基本として、ひとり一人を大切に、気持ちを受け止め丁寧なかかわりをするにより愛着関係が生まれ、その愛着関係を基盤に、子どもが安定しよりよく成長できるよう配慮している。</p>		

21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</li> <li>■好きな遊びができる場所が用意されている。</li> <li>■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</li> <li>■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>子どものより良い育ちには、より良い環境作りが必要だと考えて、一日の生活の中で遊び込める時間を確保しているほか、明日も今日の続きが出来るような環境を整えている。各保育室には子どもが自由に遊べるスペースを用意して、発達に適した質の良い玩具を置き、保育士が子どもの遊びの中に入ったり見守ったりすることで、一人ひとりの子どもの関心や成長に合わせた、援助が行われている。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。</li> <li>■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>園庭に畑を作り、花や野菜を育て、水やり・草取りなどの世話をして自然に親しんでいるほか、食育行事として「焼き芋会」を行い、収穫・芋洗い・芋包み・落ち葉拾い・かまど作り、最後に焼き芋を食するまでの、食に関するすべてを体験できるようにしている。また、園内では金魚・ザリガニ・メダカ・カブトムシ等の飼育や幼虫からアゲハチョウになるまでの観察・ヤゴがトンボになるまでの観察などで子どもの興味を引き出している。さらに、絵画教室や体操教室が開かれているほか、園独自の取り組みとして鼓笛隊が結成されており、4歳児の踊りと5歳児の楽器演奏の練習が年間を通して行われ、子どもの成長に変化や潤いを与えている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</li> <li>■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</li> <li>■異年齢の子どもの交流が行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>子ども同士のより良い関係の構築のために、保育者は子ども一人ひとりの個性に応じた肯定的な言葉かけを行っている。また、大きな声は出さず1対1で子どもの気持ちを受容する対応をして、「やっではいけないこと」などを理解できるまで繰り返し伝えている。また、けんかやトラブルが起きた時には、保育士が仲立ちとなり、子供の気持ちを代弁したり、アドバイスしたりすることで、自分達で解決出来るように後押しするとともに、子どもの相互理解の能力を高める取組みが行われている。また、順番を守るなどの社会的ルールを、遊びの中で身につけていくように、乳児期から丁寧な指導が行われている。さらに、異年齢交流では、年齢の違うクラスが同じ植物を育てる中で自然と交流が持てるようにしている。4～5歳児は、年間を通じた鼓笛隊の練習の中で年長と年中組と一緒に活動している。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的話し合う機会を設けている。</li> <li>■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。</li> <li>■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>特別に配慮の必要な子どもについては個別の指導計画を立てきめ細やかな対応をすることとし、副園長を中心にケース会議を行って、担任だけでなく園全体で援助出来るように全職員の共通理解が図られている。また、担当保育者は外部の研修に参加して対応能力を向上させているほか、発達センターの助言を受けて、子ども・保護者に適切な対応を行っている。入園後に子どもに障害が発生した場合には、専門機関に相談することで、引き続きサービス提供を行うようにしている。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>■担当職員の研修が行われている。</li> <li>■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>職員の勤務はシフト制でおこなっており、職員間の引き継ぎは「伝達簿」によって行われる。時間外保育については、同じ非常勤職員が担当するように配置し、パートナーとなる正規職員は可能な限り担任を配属できるようなシフトを組んでいる。また、時間外保育では、お迎え時の保護者に対して園長の代理としての役割も果たせるような説明・対応が求められることから、マニュアルを整備し研修を実施して、丁寧な対応が行えるような指導が行われている。また、保護者に対しては、「伝達簿」の内容から連絡事項やその日の出来事を伝えている。さらに、長時間にわたる保育に対して一人ひとりがくつろぎ、落ち着いて過ごすことが出来る環境を整えている。</p>		

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>家庭と連携するため、日々の送迎時の会話や連絡ノートで保護者と情報交換をしている。また、保育参観を年二回、個人面談・クラス懇談会の開催、希望者には保育参加も実施している。特に保育参加では、間近で保育士と子どもの関わりを見ることで園での取り組みに共感し、家庭でも同じようにしたいとの感想を聞くことが出来ている。また、誕生月の園児の保護者を招待して毎月誕生会が開かれており、子どもの成長を保護者と分かち合えるような取り組みも行われている。日常的な保護者からの相談には担当保育士が対応し、相談内容と経過が記録され、情報共有のため園長と副園長への報告が行われている。就学に向けての取り組みでは、保育所児童保育要録の送付や就学前の学校見学などで「子どもたちの育ち」を小学校の職員と共通理解できるシステムが構築されているほか、小学生の町探検や職場体験にも園として積極的に協力をし、小学校教員と打ち合わせを行うことで情報交換などの交流も行われている。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>嘱託医等による定期的な健康診断で子どもの健康状態、発育、発達状態を把握し、日々の子どもの様子については、登園時の観察・保護者からの申告・連絡ノートで確認し、視診表、保健日誌に記録して管理している。保育中は看護師が一日3回以上クラスを巡回して健康状態を観察しており、健康カードに記録している。また、保健計画を策定して、看護師・担任が保護者と丁寧に関わることで、生活リズム形成や健康増進につながるような話をして、家庭との連携を取っている。さらに、日頃から小さな変化を見逃さないことで虐待の早期発見に努め、不適切な養育や虐待が疑われる場合には園長に報告し、状況を精査して必要に応じて子ども家庭支援センターと連携を図っている。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</li> <li>■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</li> <li>■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>保育中の体調不良、怪我については『感染症防止マニュアル』『子ども安全マニュアル』『保育マニュアル』に基づき、保護者への連絡と適切な処置が行われている。また、体調不良等の子どもは、保健室にて安心して療養できる体制を整えている。感染症が発生した場合には市・保健所との連携のもとに感染拡大防止策を行い、玄関やクラスの連絡簿で保護者への注意喚起をしている。予防対応として、園児・職員・保護者の手洗い指導はブラックライトで菌を可視化して正しい手洗いの習慣を身に付けることを行っているほか、衛生管理として、園内の清掃及び消毒は徹底して行われている。なお、職員の体調管理にも注意して、場合によっては業務に入らずに早退することで、職員から子どもへの感染を防ぐようにしている。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</li> <li>■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</li> <li>■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</li> <li>■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</li> <li>■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>年間の食育計画を策定し、食べることの喜びと食べ物への興味・関心を高めている。子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みを感じるように、園内の畑で、土を耕し、種をまき、水やり、草取り、収穫をし、すべて収穫するのではなく種を取り、自然のサイクルを学ぶ機会を設けているほか、厨房職員との連携により、食材の調理過程を知り、年に9回の行事食では、旬の食材で季節を感じるような配慮もされている。また、献立内容は、旬の食材を使用して、薄味で食物本来の味を大切にしているほか、できるだけ添加物の使用を避けるなどしている。食物アレルギー対策については、指示書によって対応し、誤食がないようにトレーで識別を行っている。提供する際には、栄養士・調理担当者・保育士2名で確認を行い、間違えが起こらないように対策がとられている。食事をするときには残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、楽しく食事ができるように子ども一人ひとりに配慮している。</p>		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</li> <li>■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</li> <li>■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>「安心できる人的・物的環境のもとでゆったりと過ごす心地よさを味わう」が園の考え方であり、施設の温度、湿度、換気、採光、音などを適切な状態に保持するため、園長や副園長が点検をし、不備な点については指導を行うチェック体制が整えられている。園全体の環境整備を週1回全職員で行うほか、気が付いたらすぐに清掃を行っている。また、室内の整理整頓は、各クラスの責任者が中心となって実施しており、気が付いた時は直ちに清掃を行うなど、子どもたちが常に快適な環境で過ごせるように取り組んでいる。子どもたちも保育者の様子を見ることで、使ったら元の場所に戻すことが出来るよう教育をしている。さらに、手洗いや歯みがきは、看護師による指導教室を行い、担任は日常の指導によって、継続して行うようになっている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>事故防止及び安全対策は園の最重要事項となっており、事故防止委員会を設置し、事故原因と対応策を検討している。また、職員には事故防止には「子どもから目を離さない」を基本とすることを繰り返し伝えているほか、事故発生時の対応マニュアルを整備して、周知徹底を図っている。事故防止のため室内・室外の玩具・遊具の点検を毎日行い、危険箇所については報告し迅速な改修を行っている。また、園庭の使用時間を年齢ごとに定め、固定遊具の使用年齢を守るなどの安全対策をしている。さらに、徹底したヒヤリハット調査を行う事で、事前予測に繋げ事故の防止に努められているほか、市の防犯課の協力を得て、不審者対応の訓練を行い、防犯意識を高めている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>火災・地震・風水害に備え、防災マニュアルを整備し、非常時の役割分担を取り決めているほか、風水害を想定して津波の恐れがある場合は、隣地の市営集合住宅に避難する計画を立て地域の方(自治会)の援助も依頼している。また、月に1回、訓練を実施しており、訓練にあたっては、出来るだけ関係機関と連携できる体制を整え、消防署職員の指導のもとでの消化訓練やスモーク体験などの機会が設けられている。災害時における保護者への連絡方法としては、ホームページへの掲載、一斉メールで対応するように全職員に周知している。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の子育てニーズを把握している。</li> <li>■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>地域の子育てニーズは、父母会や園庭開放で来園した父母からの情報・民間保育協議会などで把握している。地域における子育て支援として、社会福祉協議会が主催としている子育てサロンに保育士を派遣し、わらべ歌、絵本の読み聞かせ、手遊び等を行って専門性を地域に還元している。また、年8回の園庭解放を行って、子育て家庭の交流の場を提供するほか、子育て相談コーナーの時間を設けて子育てに関する相談・助言や援助を実施している。子どもが地域社会と関わることを目的として、高齢者サロンへの園児の参加、デーサービスへの訪問、近隣の幼稚園との交流、近隣の図書館や郷土博物館などを利用することで、地域の人とふれあい、中学3年生の保育実習、1年生の職場体験、夏休みのボランティア等を受け入れ地域社会と関わりを持っている。さらに、職員も自治会主催のイベントにボランティアとして参加し地域への貢献している。</p>		